

大分市中小企業人材育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、研修の受講による業務上必要な能力の向上又は技術、知識等の習得により人材の育成に取り組む本市の中小企業に対し支援を行うことにより、当該中小企業の人材の資質向上を図り、もってその持続的な発展に寄与することを目的として交付する大分市中小企業人材育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他これに準ずる者として市長が認める者をいう。
- (2) 正規従業員 雇用期間の定めのない中小企業の従業員をいう。
- (3) 事前申請者 研修受講前に補助金の交付を申請しようとする者をいう。
- (4) 事後申請者 研修受講後に補助金の交付を申請しようとする者をいう。

(補助対象企業)

第3条 補助金の交付の対象となる企業(以下「補助対象企業」という。)は、次に掲げる条件を満たす中小企業とする。

- (1) 市内に事業所等(本社、支社、工場等をいう。)を有すること。

(2) 本市の市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営む者

ア 公序良俗に反する事業その他補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

イ その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の勤務場所において勤務している補助対象企業の役員であって常勤のもの（個人事業主を含む。）又は正規従業員その他市長が認める者（以下「研修対象者」という。）が、次条に規定する対象研修を受講する事業で、次の要件を満たすものとする。

(1) 補助対象企業が第6条に規定する補助対象経費の全額を負担すること。

(2) 国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

（対象研修）

第5条 補助金の交付の対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、業務上必要な能力の向上又は技術、知識等の習得に資する研修又は講習で、次の各号の要件

を満たすものとする。

(1) 次のいずれかが実施するものであること。

ア 公的研修機関

イ 試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等

ウ 専門的な研修を行っている民間団体又は企業等

(2) 実研修時間が6時間以上の日程のものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、次に掲げるものとする。

(1) 研修費（受講料、テキスト代等研修の受講に要する費用をいう。）

(2) 宿泊費

(3) 交通費（公共交通機関の利用に係る費用に限る。）

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、研修対象者1人当たり100,000円を限度とする。

2 一の年度において、補助対象企業が交付を受けることのできる補助金は、一企業につき300,000円を限度とし、同一の研修対象者につき一の年度に複数回の交付を受けることはできないものとする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(申請区分ごとの交付申請等の手続)

第8条 補助金の交付申請等の手続については、事前申請者にあつては次条から第13条まで及び第16条に、事後申請者にあつては第14条から第16条までに規定するとおりとする。

(事前申請者に係る交付申請)

第9条 事前申請者は、補助金の交付申請に当たっては、大分市中小企業人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、研修受講前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 研修概要書(様式第2号)
- (2) 研修機関等が発行する研修案内等
- (3) 市税完納証明書等
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事前申請者に係る交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定をし、大分市中小企業人材育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、事前申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(事前申請者に係る変更の申請等)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市中小企業人材育成支援事業変更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更を承認し、大分市中小企業人材育成支援事業変更承認通知書（様式第6号）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。
この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（事前申請者に係る実績報告）

第12条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「事前申請者」という。）は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過する日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市中小企業人材育成支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修を受講したことを証する書類
- (2) 研修費、宿泊費及び交通費に係る支払が確認できるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

（事前申請者に係る額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容

を審査し、補助金の額を確定し、大分市中小企業人材育成支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により事前申請者に通知するものとする。

（事後申請者に係る交付申請及び実績報告）

第14条 事後申請者は、補助金の交付申請に当たっては、大分市中小企業人材育成支援事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 研修概要書
- (2) 研修機関等が発行する研修案内等
- (3) 研修を受講したことを証する書類
- (4) 研修費、宿泊費及び交通費に係る支払が確認できるもの
- (5) 市税完納証明書等
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（事後申請者に係る交付決定及び額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、大分市中小企業人材育成支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第10号）により事後申請者に通知するものとする。

（請求）

第16条 第10条の規定による交付決定又は前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、大分市中小企業人材育成支援事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金等の返還）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年8月17日から施行し、同年4月1日以後に受講する対象研修について適用する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日から同年8月31日までに係る補助金の申請手続等については、第8条から第11条までの規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市中小企業人材育成支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の研修の受講に係る補助金について適用し、施行日前の研修の受講に係る補助金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前において改正前の大分市中小企業人材育成支援事業補助金交付要綱第9条の規定による申請をした場合における、施行日以後の研修の受講に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市中小企業人材育成支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の研修の受講に係る補助金について適用し、施行日前の研修の受講に係る補助金については、なお従前の例による。